

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第29号	
事故等名	瀬渡船武庫丸モーターボート無敵将軍衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月9日 18時50分ごろ	
発生場所	西宮防波堤西灯台から真方位140° 180m (北緯34° 40' 06"、東経135° 18' 08")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月28日 神戸・地方事故調査官がB船長の口述聴取 平成20年11月6日 神戸・地方事故調査官がA船長の口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 武庫丸 5トン未満 271-20991 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 無敵将軍 5トン未満 250-15429 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 なし	
損害状況	A 右舷船首部の外板に擦過傷、同部ブルワーク及び甲板上に軽微な亀裂 B 船首部圧壊	
事故等の経過	A船は、西宮市の定係地を発し、西宮防波堤西灯台南東方沖合で、釣り客が乗船する19時まで待機するため漂泊を開始した。B船は、西宮マリーナを発し、阪神港神戸区沖合で釣りをした後、同マリーナに向けて帰途についた。10月9日18時50分ごろ、A船の右舷船首とB船の船首が衝突した。 衝突の結果、A船は右舷船首部に亀裂等を、B船は船首部に圧壊をそれぞれ生じた。気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったものと考えられる。 B船が見張り不十分で、A船を避けなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が他方の船舶に気付かないまま航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	